

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

令和6年税制改正③～消費税

Q 昨年12月に令和6年の税制改正大綱が発表されました。この中で、消費税に関する改正のポイントはなんですか？

解説

今回の改正では、外国法人等に対する消費税の取扱いが見直されます。外国の本社などを利用した税逃れに対応して、税の公平化を図るのが目的のようです。

1. 消費税の簡易課税制度の見直し

一定の外国法人等については基本的に下記の適用を認めないこととします。本改正は、令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

①簡易課税制度の適用

②適格請求書発行事業者の2割特例制度の適用

※2割特例制度：小規模事業者が売上に係る消費税額の2割を納付する制度

2. 消費税の納税義務の免除制度の見直し

外国法人等については、消費税の納税義務の免除規定について下記の見直し行われます。

	改正前	改正後
1	基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間（前年上半期）の課税売上高及び居住者の給与の合計額が、ともに1,000万円超の場合は、消費税は免除されません。	外国法人等は、特定期間における課税売上高が1,000万円超の場合、消費税は免除されません。 (給与の額は考慮外となります。)
2	設立時に資本金の額等が1000万円以上の法人(基準期間がない法人)については消費税は免除されません。	外国法人等は基準期間がある場合でも、国内における事業開始時における資本金の額等が1,000万円以上であれば消費税は免除されません。
3	国内の課税売上高が5億円超の法人が資本金等の額が1,000万円未満の子会社等を設立した場合、消費税は免除されません	国外分を含む収入金額が50億円を超える事業者が設立した法人は、消費税は免除されません。

要するに…

近年、外国法人等が海外拠点を利用して、日本の消費税の納税義務を逃れる例が散見されてきました。今回の改正で、消費税については課税の公平化が図られることとなります。